

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務

仕 様 書

令和8年6月

四万十市税務課

1 業務名

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務

2 業務

地方税ポータルシステムASPサービス提供業務（以下「本業務」という。）は、本業務の受託者が、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、受託者が運営するインターネットデータサービスセンター（以下「データセンター」という。）内に設置された審査システムサーバ及び国税連携受信サーバ等（以下「審査サーバ等」という。）と、四万十市（以下「本市」という。）に設置する審査システム及び国税連携システム操作端末を接続して、地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）を利用するためのASP方式によるコンピュータサービス（以下「ASPサービス」という。）について、ASPサービスを本市が利用するための環境構築を行うサービス（以下「導入支援サービス」という。）と、ASPサービス及びその運用を支援するサービス（以下「運用支援サービス」という。）を提供する業務とする。

なお、本業務は、機構が制定したeLTAXに関連する各種規約、要綱等を遵守するものとする。

3 契約期間

本契約の期間は契約締結日から令和13年12月4日までとし、契約締結日から令和8年12月4日までを、本市がASPサービスを利用するための環境構築を行う期間（導入支援サービス提供期間）、令和8年12月5日から令和13年12月4日までを運用支援サービス期間（長期継続契約適用60ヶ月）とする。

ただし、機構のリプレーススケジュールにより、契約期間の変更が必要な場合は、変更契約に応じること。

4 入札方法及び入札金額

入札書様式は指定の書式とする。また、入札書に記載する金額については、導入支援サービスに係る費用一式に、令和8年12月5日から令和13年12月4日までの運用支援サービスに係る費用一式（60ヶ月分）を加算した総額（税抜）を記載すること。

5 支払方法

契約にあたっては、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を支払うものとする。また、導入支援サービスに係る費用一式については令和8年度予算から支払い、運用支援サービスに係る費用は令和8年12月5日の運用開始日以降、60ヶ月で除した月額を支払うものとする。なお、運用支援サービスに係る月額については、月の初日から末日までを1ヶ月分として計算するものとし、業務の実施が1ヶ月に満たなくなるときは、当該月の日数に応じた日割り計算によるものとする。

6 事業者の要件

- (1) 機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき「認定委託先事業者」として認定された事業者であること。
- (2) 機構が定める「認定委託先事業者監査実施要綱」に基づく監査を定期的に受けており、当該監査に適合するASPサービスを確実に提供できる事業者であること。
- (3) 仕様書で提示した業務内容を確実に実施するために必要な知識、技術等を有しており、かつそのためにeL T A Xに精通した要員を配置し、安定して業務を提供するための体制が整備されていること。また併せて、本市の税務システム及び基幹システム等（以下「本市システム等」という。）とも円滑に連携できる知識、技術等を有し、本市の求めに応じて、追加費用を発生させることなく、本市システム等に関する契約業者と十分に連携できる体制を整備すること。

7 ASPサービスの要件

- (1) 機構が公開する各種要件を満たす機能を有するものであるとともに、『地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第151号）、『地方税法施行規則第10条第5項及び第24条の39第3項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第146号）、『地方税法施行規則第24条の42第3項に規定する特定徴収金及び特定徴収金に関する情報の取扱いにおける安全性及び信頼性を確保するために必要な基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第149号）、『地方税法施行規則第9条の3の2第1項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第152号）、『地方税法施行規則第9条の8第4項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準』（平成31年3月29日総務大臣告示第153号）に基づき、セキュリティ対策を実施するものであること。
- (2) 機構により構築されたeL T A Xに接続し、動作するものであること。
- (3) L G W A N回線を利用して、本市に設置したクライアント用パーソナルコンピューター（以下「クライアント機器」という。）と受託者がデータセンターに設置する審査サーバ等の接続ができるものであること。
- (4) 機構が公開している審査システム及び国税連携システム（以下「審査システム等」という。）の仕様書及びその他関連仕様書を満たす機能を有するものであること。
- (5) 対象ASPサービス
 - ア 電子申告等ASPサービス
 - (ア) 個人住民税（給与支払報告書、年金支払報告書、特別徴収関係）
 - (イ) 法人市民税
 - (ウ) 固定資産税（償却資産）
 - (エ) 市税に関する申請・届出書

- イ 年金特徴ASPサービス
- ウ 国税連携ASPサービス
- エ 共通納税ASPサービス

(6) 審査システム等のプログラムをインストールするクライアント機器の設置場所及び台数は以下のとおりとする。また、クライアント機器に係るハードウェア及び一般のソフトウェアは本市により調達するものとする。

なお、クライアント機器の増設が必要となった場合は本市及び受託者協議のうえ、プログラムをインストールすることにより生じる事項を決定する。

※クライアント機器の設置場所及び台数

設置場所	種類	設置台数
四万十市役所 税務課市民税係	電子申告等ASPサービス 年金特徴ASPサービス	1台
四万十市役所 税務課市民税係	国税連携ASPサービス	1台
四万十市役所 税務課収納対策室	共通納税ASPサービス	1台

- (7) ASPサービスの提供時間帯は原則ポータルセンタの運転時間と同じく、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時まで（土日祝日と年末年始（12月29日から1月3日）は除く）とすること。また、機構の定める休日稼働日については平日と同じサービス提供時間とすること。なお、国税連携ASPサービスについては、繁忙期、最繁忙期は機構が定める確定申告データ受信時間に対応した時間とすること。
- (8) 電子申告データ及び年金特徴データについては少なくとも7年間、国税連携データについては少なくとも2年間、受託者が自社のデータセンターに設置するサーバ等に保存すること。また、保存されたデータは、サービス提供時間内において、照会及び印刷ができること。
- (9) 上記の要件を実現するために提供するASPサービスは、地方公共団体情報システム機構のLGWAN-ASPサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に認定委託先事業者のサービスとして登録されていること。

8 導入支援サービスに関する事項

受託者は、機構が定める「令和8年度（12月導入）スケジュール」に従い、次に掲げる作業を行うとともに、必要に応じて本市へ適切な支援を行うこと。また、本市と受託者の役割分担については、別紙1及び別紙2のとおりとする。

なお、令和8年4月1日から同年12月4日までの間にASPサービスを提供する業務を受注している事業者が本業務を引き続き受注することとなった場合においては、ASPサービスの提供に支障のない範囲においてこの作業を省略することができる。

- (1) 地方税ポータルセンタ環境設定

環境構築にあたり、各種設定情報等の確認を行うとともに、地方税ポータルセンタへのマスタ、団体管理情報の環境設定支援を行う。

(2) 審査サーバ等の設定

審査サーバ等において、本市が利用するASPサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行う。

(3) データ移行

前事業者と調整し、機構が指定する方法及び様式にてデータ移行を行う。また、移行すべきデータには本市が設定を行っている権限設定データも含むこと。

(4) クライアント機器環境構築

本市が準備するクライアント機器に対し、機構が定める審査システム等に関するソフトウェア、その他運用に必要なソフトウェア（以下「ソフトウェア等」という。）のインストール及び設定作業を行い、審査システム等のクライアント（以下「審査クライアント」という。）として本番環境と試験環境において動作させるための環境を構築する。なお、インストール及び設定の方法は、機構が定める各種手引書によること。

※クライアント機器の主な仕様

形状	デスクトップ型	
数量	3台	
OS	Windows10 64bit 日本語 バージョン 21H2	
CPU	Intel® Core i3-9100T 相当	
メモリ	8GB	
ストレージ	120GB (SSD)	
ディスプレイ	19 インチ 1280×1024 (SXGA)	
ネットワーク	有線	10BASE-T/100BASE-T/1000BASE-T RJ-45 コネクタ
	無線	本システムの利用において使用不可とする。
セキュリティ	ウイルス対策	Trend Micro Apex One
	資産管理	MOTEX LanScope Cat

(5) 審査システム等動作試験

機構が定める「地方税ポータルシステム総合試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本市の担当者と協力し、次の試験を実施する。

ア ネットワーク疎通試験

地方税ポータルセンタと審査クライアント間のネットワーク接続状況の確認。

イ 動作確認試験

業務アプリケーションがサーバ及び審査クライアントに正常にインストール、設定されており、また、正常に動作することの確認。

ウ 総合運用試験

納税者システム（PCdesk）や国税庁連絡サーバ等から送信された申告書等のデータが

審査システム等を経由し、審査クライアントにより処理されるまで正常に動作することの確認。

エ 他システムへの連携データ作成・取り込み試験

本市システム等の本件対象外システムとの間で受け渡す連携データが、審査システム等から正常に作成されることの確認。

オ その他

上記に掲げる試験のほか、審査システム等の利用にあたり必要とされる処理の動作試験を行う。なお、ネットワーク疎通試験及び動作確認試験については、総合運転試験開始日までに現地立会すること、また、本番環境への切替当日も現地立会すること。

(6) 問い合わせ受付

本市からの審査システム等の設定等における不明点や疑問点などの問い合わせを受け付け、適切な指示を行うこと。また、本市から要請があった場合は、速やかに現地において対応すること。

(7) 業務報告及び成果物の提出

受託者は、契約締結後速やかに、機構が定める導入スケジュールに基づき、本市又は機構と導入支援サービスに関して協議又は調整を行い、本市に対し、導入支援サービスに係る実施計画書、サービス仕様書、移行手順書、サービス提供体制図等を提出すること。また、受託者は導入支援サービス各試験における事前打ち合わせ及び試験結果の報告等を記載した業務報告書を、成果物として、本市に直接又は電子メール等の方法により提出すること。

(8) その他

上記のほか、審査システム等の導入において必要となる業務が発生した場合は、本市と協議のうえ実施するものとする。

9 運用支援サービスに関する事項

受託者は、次に掲げる業務を実施するとともに、必要に応じて本市へ適切な支援を行うこと。また、本市と受託者の役割分担については、別紙1及び別紙2のとおりとする。なお、本市から要請があった場合は、速やかに現地において対応すること。

(1) ASPサービスの提供

「本仕様書7 ASPサービスの要件」を満たすASPサービスを提供すること。

(2) 提供日及び提供時間

ASPサービスの提供日及び提供時間は、「本仕様書7 ASPサービスの要件(7)」に従うこと。

(3) 運用スケジュールの提供

審査システム及び国税連携システムに関するサーバ運用スケジュールについて、毎月提供すること。

(4) 各種情報提供

本件対象サービスに影響する地方税電子化に係る情報及び、ソフトウェア等のバージョンアップなど、本市職員にて実施する必要がある本件対象サービスに関連する情報について、情報提供すること。

- (5) 業務アプリケーションのバージョンアップ作業
機能改修等に合わせ、サービス導入後の業務アプリケーションのバージョンアップ作業について実施すること。
- (6) 審査クライアントに係るソフトウェア等のバージョンアップ
機構から提供される審査クライアントに係るソフトウェア等のバージョンアップ作業については、本市職員にて実施する。なお、バージョンアップ作業において必要があるときは、本市職員の求めにより、手順および方法等について指導・助言を行うこと。
- (7) 審査クライアントに係るソフトウェア等のインストール
契約期間中において、本市がソフトウェア等をインストールしているクライアント機器を更新したこと等によりソフトウェア等のインストール及び設定等を再度行う必要がある場合には、随時、再インストール及び設定等を行うこと。
- (8) 監視
サービスの提供に要する環境（ハードウェア等）に対し、常時監視を行うこと。
- (9) バックアップの実施
信頼性の保持、障害時対応等のため各種データ、イメージファイル等を、機構が定めるバックアップ対象、ガイドライン等に応じて定期的にバックアップすること。
- (10) ログの補完と提供
利用契約期間中のログをサーバ内に保管し、契約終了時に四万十市に提供すること。
- (11) A S Pサービス用設備等の障害時の対応
- ア 受託者は、A S Pサービス用設備等のうち、データセンターに設置する審査サーバ等に不具合、障害発生又は発生する恐れがあることが分かったときは、速やかに本市に通知するとともに、障害対応に努めること。また、そのために、受託者は24時間連絡が行える体制を構築し、本市に連絡先を報告すること。
- イ 受託者は借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示すること。なお、通信回線障害時は本市の運用スケジュールを考慮し、媒体での納品を可能とすることとする。
- ウ 上記のほか、A S Pサービスの利用について不具合が発生したときは、本市及び受託者はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者の協議に基づき各自の行うべき対応措置を決定したうえで、必要な措置をとるものとする。また、受託者は、本市の求めに応じて、本市システム等に関する契約業者と相互に連携し、不具合の原因を明らかにしたうえで、障害対応に努めること。
- (12) ヘルプデスクの設置
受託者は、本市からの電話や電子メール等による問い合わせに対応するためヘルプデスクを設置し、問い合わせがあった場合は、期限を定めて回答すること。ヘルプデスクの対応時間は土日祝日と年末年始(12月29日から1月3日)を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- (13) データ抽出・移行等
本契約終了後において、受託者以外の者が業務を受注することとなった場合には、「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」の規定により、受託者の責任と費用負担においてデータ移行

等を行うこと。

(14) 業務報告及び成果物の提出

受託者は月ごとに審査サーバ等のメンテナンス作業の報告、障害等の発生により行った作業の報告、その月のサービスで変更や異常がないことの報告等を記載した業務報告書を、成果物として本市に直接又は電子メール等の方法により提出すること。

(15) 拡張性

受託者は、共通納税システムや自治体情報システム等の標準化対応等、ASPサービス関連の対象業務機能が追加されることとなった場合においても、適切に対応できる拡張性を確保することとする。

(16) その他

上記のほか、審査システム等の運用において必要となる業務が発生した場合は、本市と協議のうえ実施するものとする。

10 セキュリティの保全

受託者は、本業務の履行にあたり、次の事項を遵守し、本市の指示に従いセキュリティの保全に努めるものとする。特に個人情報の保護に留意し、「四万十市個人情報保護条例」等、本市が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。また、本業務を履行する者、その他の者にその義務を遵守させるために必要な措置を講じ、その旨を書面により報告しなければならない。なお、違反した場合は「四万十市個人情報保護条例」の罰則規定が適用される。

(1) 秘密の保持

受託者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

(2) 再委託の禁止又は制限

受託者は、この契約について、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託者がeL T A Xサポート事業者の申請をして機構の承認を得た事業者に対して、本業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。なお、この場合は事前に本市の承諾を得なければならない。

(3) 指示目的以外の利用及び第三者への提供の禁止

受託者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

(4) データの複写及び複製の禁止

受託者は、本業務の履行にあたり、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

(5) 事故発生時における報告義務

受託者は、成果物の納入前に事故が発生した場合は、その事故発生の理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を加えた後、書面により本市に詳細な報告並びにその後の方針案を提出すること。

(6) 契約後のデータ破棄

受託者は本契約が終了した場合、データセンター内に設置するサーバのハードディスク等に記録されたデータ等については遅滞なく消去作業を行い、本市に対してデータ消去作業報告書を提出すること。

11 本サービスの不具合

受託者は、本サービスにつき、技術基準及び仕様書に定めた内容との間に不一致が発見された場合は、その責任において速やかにこれを修正すること。なお、その修正にかかる費用は、受託者の負担とする。また、受託者は、不一致の修正のために生じた本市の復旧作業等に係る直接の損害について、年間の本サービスの利用料金の額を限度として損害賠償に応じること。なお、受託者が責任を負う期間は、本サービスの利用期間の満了後12か月間とする。

12 契約期間中の解除及びサービス満了による解除

本市が本業務の契約期間中に契約を解除する場合及び本業務契約満了により解除する場合は、契約書の条項に従うものとする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市と受託者が協議のうえ、対処方法を決定し解決するものとする。

別紙1 導入支援、運用支援における役割分担

本件に係る本市と受託者の役割分担は以下のとおりとし、定めのないものについては協議のうえ決定する。

(1) 受託者が主幹で実施する作業内容

①導入支援に関すること

- ・ 設定作業等支援業務の進捗管理
- ・ 審査サーバ等の調達、各種設定（試験環境を含む）
- ・ 審査サーバ等へのデータ移行
- ・ クライアント機器の各種設定（試験環境を含む）
- ・ 審査システム等の動作試験、確認
（ネットワーク疎通試験、動作確認試験、総合運転試験、他システムへの連携データ作成・取込試験等）
- ・ 問い合わせの受付・サポート

②運用支援サービス

- ・ ASPサービスの提供、技術的支援
- ・ 運用スケジュール、各種情報提供
- ・ 審査クライアントに係るバージョンアップ作業への支援
- ・ 審査クライアントに係るソフトウェア等のインストール
- ・ 監視、バックアップ
- ・ 問い合わせの受付・サポート

(2) 受託者による支援の元、本市が主幹で実施する作業内容

※本市が下記業務を行うにあたり、受託者は適切な支援を行うこと。

①導入支援に関すること

- ・ 地方税ポータルセンタへの環境設定
- ・ クライアント機器の調達
- ・ 審査システム等の動作試験、確認
（ネットワーク疎通試験、動作確認試験、総合運転試験、他システムへの連携データ作成・取込試験等）

②運用支援サービス

- ・ 審査クライアントに係るバージョンアップ作業

導入支援及び運用支援における役割分担表

分類	作業内容		役割分担			
			本市	受託者	備考	
作業	1	導入支援サービス				
		① 設定作業等支援業務の進捗管理		○		
		② 地方税ポータルセンタへの環境設定	○	○		
		③ 審査サーバ等の調達、各種設定 (※)		○		
		④ 審査サーバ等へのデータ移行		○		
		⑤ クライアント機器の調達	○			
		⑥ クライアント機器の各種設定 (※)		○		
		⑦ 審査システム等の動作試験、確認 (ネットワーク疎通試験、動作確認試験、総合運転試験、他システムへの連携データ作成・取込試験等)	○	○		
		⑧ 問い合わせの受付・サポート		○		
		⑨ 業務報告、成果物の提出		○		
		2	運用支援サービス			
		① ASPサービスの提供、技術的支援		○		
		② 運用スケジュール、各種情報提供		○		
		③ 審査クライアントに係るバージョンアップ作業	○	○		
		④ 審査クライアントに係るソフトウェア等のインストール		○		
		⑤ 監視、バックアップ		○		
		⑥ 問い合わせの受付・サポート		○		
	⑦ 業務報告、成果物の提出		○			

※試験環境も含むこと